

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

### < J I S 情報 >

J I S 番号 (発行年)	JIS C 6065(2013)
対応国際規格番号 (版)	IEC 60065( Ed.7 ( 2001 ) +Amd1(2005)+Amd2(2010) )
J I S タイトル	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器：安全要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品	テレビジョン受信機，ラジオ受信機，音響機器，電子楽器，電子応用遊戯器具他
廃止する基準及び有効期間	J60065 ( H23 ) : 3 年間

### < 審議中に問題になったこと >

<p><b>引用規格</b> 国際整合の観点から引用された IEC 規格は可能な限り整合 JIS に置き換えることとした。</p> <p><b>クラス 0I 機器の制限</b> 保護接地接続の連続性を確保するため，クラス 0I 機器のあり方を議論したが，我が国の配電事情を考慮し，この規格の適用範囲においては，2 ピンのプラグの先に接地用口出し線を用いるものは認めることとした。 また，今まではクラス 0I 機器にクラス II 機器を接続するための主電源コンセントを認めていたが，クラス 0I 機器が接続できてしまうことから，この接続方法を禁止することとした。</p> <p><b>ネットワーク線に接続する機器</b> 対応国際規格で規定するネットワーク線に接続する機器に対する要求事項は，電気用品安全法以外の法令で規制していることから，附属書 B は旧規格どおり，参考とすることとした。</p> <p><b>対応国際規格での“注記”の取扱い</b> 対応国際規格では“注記”と記されているものにも，基準の適合性を判定するために必要な要求事項が含まれているものは，注記ではなく，本文にすることとした。</p>
--

### < 主な改正点 >

<p><b>クラス 0I 機器の制限</b> 2 ピンのプラグの先に接地用口出し線を用いるもの以外（接地端子を外付けするものなど）は，認めないこととした。また，今まではクラス 0I 機器にクラス II 機器を接続するための主電源コンセントを認めていたが，クラス 0I 機器が接続できてしまうことから，この接続方法を禁止することとした。</p> <p><b>テレビジョンセットの定格消費電流又は定格消費電力の測定法の明確化</b> テレビジョン受信機の定格消費電流又は定格消費電力の測定を行う際の画像信号及び音声の設定条件を標準化した。</p> <p><b>工具等で取り外すことができるスピーカグリルに対する注意表示の追加</b> グリルが保護カバーになる場合，「感電防止のため，グリルを外している間は主電源につながらないで下さい。」ことを表示することとした。</p> <p><b>機器内部のヒートシンクをカバーするエンクロージャの温度規制</b></p>
---

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

機器内部のヒートシンクをカバーするエンクロージャについては、高温に対する注意表示等により、意図した使用中に人が触れない部分とみなすことが、国際規格で明確化されることが決まったため先取りした。(現行では、寸法制限等なしに許されている。)

### 専門家用機器のオーディオ出力端子へのアクセス

専門家用機器のオーディオ出力端子は、オーディオ出力電圧がノンクリップ出力で120 V(実効値)以下の場合、熟練者がアクセスできることを認めた。

### 機械的強度試験後の判定

現行では機械的強度試験後の判定は、危険な充電部の露出だけであったが、危険な可動部の露出についても判定することとした。

### プラグの残留電荷試験用のインピーダンスの標準化

プラグを抜いたときにプラグ間に発生する電圧の測定を行う場合、25 pF以下の入力容量及び $100 \pm 5$  M の抵抗値を並列にした入力インピーダンス又は同等の入力インピーダンスをもつ測定器を用いて測定することを明確化した。

### 継ぎ目の絶縁に対する耐電圧試験

変圧器、磁性結合器及び類似のデバイスに対して、安全性が絶縁に依存する場合、温度サイクル中に、交流500 Vの電圧を巻線間、及び巻線とその他の導体との間に印加することを追加した。

### オプトカブラの絶縁試験

オプトカブラは、継ぎ目絶縁の試験に適合する場合は、絶縁厚さの規定を適用外としているが、継ぎ目絶縁の試験以外にも、IEC607457-5-5(オプトカブラの部品規格)に適合する場合も適用外とすることとした。

### バリスタの絶縁距離

バリスタは絶縁距離が不足するために主電源に接続した部分と可触導電部又はそこに接続した部分との間に、直接接続してはならないが、ガラス放電管を直列に接続する場合などは、絶縁距離が確保できるために除外した。

### 機器用インレットの端子はんだ付け部の強度

事故未然防止の観点から、機器用カブラを用いる場合、コネクタを抜き差しするときに機器用インレットの端子はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造を要求した。

### 映像管の機械的強度

それ自体で保護する映像管の場合、JIS C6965の規定によることとし、JIS C 6065独自の規定を削除した。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション

項目番号	概 要	理 由
15.1 15.3.9 他	<p><b>クラス 0I 機器の制限</b> クラス 0I 機器は、2 ピンのプラグの先に接地用口出し線を用いるものに限定した。 また、現行でも、保護接地接続の連続性確保に懸念があるため、クラス 0I 機器には、クラス I 機器を接続するための主電源コンセントを付けることを禁止してきたが、今回は、クラス II 機器を接続するための主電源コンセントも禁止することとした。(15.1)</p>	国内電源事情に対応するためにクラス 0I 機器を認めてきたが、より安全性を考慮し、クラス 0I 機器に対する要求を強化した。
7.1	<p><b>機器の許容温度上昇の緩和</b> 規定の条件を満たす機器内部のヒートシンクをカバーするエンクロージャに対して、“使用中に意図して触れそうにない部分”を追加し、該当部分の温度上昇の要求を緩和した。 また、JIS C 3662 又は JIS C 3663 に適合しない電線（日本独自の電線）の故障状態での温度限度値について明確化した。</p>	<p>既に国際的に運用され、審議中の対応国際規格改正に追加される見込みとなったため緩和した。</p> <p>我が国独自の電線を認めているが、故障状態における温度限度値が明確でなかったために追加した。</p>
14.5.2	<p><b>ヒューズ交換のための表示</b> 電気用品の技術上の基準を定める省令別表第三に適合するヒューズを使用する場合は、この規格の要求事項に則し、ヒューズ近傍の表示として溶断特性を示す記号を要求した。</p>	電安法適合ヒューズを認めているが、溶断特性を表示しないと IEC 適合ヒューズとの違いが分からなくなるため追加した。
14.12	<p><b>サージ抑制バリスタ</b> バリスタは絶縁距離が不足するために主電源に接続した部分と可触導電部又はそこに接続した部分との間に、直接接続してはならないが、ガラス放電管を直列に接続する場合などは、絶縁距離が確保できるために除外した。</p>	明確化のため追加した。
17.9A	<p><b>機器用インレットの端子はんだ付け部の強度</b> 事故未然防止の観点から、機器用カプラを用いる場合、コネクタを抜き差しするときに機器用インレットの端子はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造を要求した。</p>	電気用品安全法の技術基準を追加した

技術基準整合性チェックリスト

規格番号: JIS C 6065 (2013) 規格名: オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項

技術基準			該当	整合規格	補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■ 該当 □ 非該当	3.1	3.1 一般要求事項 機器は、通常動作状態又は故障状態の下で、意図した目的で用いたときに危険が生じることがないように、規定の項目に対する保護を備えるような設計及び構造でなければならない。
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■ 該当 □ 非該当	3.1	同上
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■ 該当 □ 非該当	11.1 11.2	11 故障状態 11.1 感電の危険 感電の危険に対する保護は、機器が故障状態で動作していても存在していなければならない。 11.2 温度上昇 機器が故障状態の下で動作するとき、次のような温度に達する部分があってはならない。 －機器の周辺に火災の危険をもたらす －機器で発生する異常な熱によって安全性が損なわれる
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■ 該当 □ 非該当	5.3 5.4	5.3 注意表示 取り外し可能なスピーカグリルには、近傍に注意文を表示しなければならない。 5.4 説明書 この規格に従って安全に関する情報が必要な場合、この情報は設置説明書又は取扱説明書に記載し、機器とともに供給しなければならない。
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■ 該当 □ 非該当	17.1 17.7	17 電氣的接続及び機械的固定 17.1 機器の寿命中に数回緩めたり締め付けたりするねじ端子は、十分な強度をもたなければならない。 17.7 機器の寿命中に操作する可能性があるカバー固定デバイスには、十分な機械的強度がなければならない。
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■ 該当 □ 非該当	1.1.1 5.3 5.4	1.1 適用範囲 1.1.1 この規格は、主として、家庭用及びこれに類するところで用いることを意図した機器に適用するが、これらの機器は、公共の会合場所、例えば、学校、劇場、作業所及び仕事場で用いてもよい。公共の会合場所に用いることを意図した専門家用機器にも、特に他の規格の対象となっていない限りこの規格を適用する。 5.3, 5.4 同上

技術基準			該当	整合規格	補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.1 7.2 10.3.1 14	7.1 一般事項 意図する使用中に、機器のどの部分も過剰な温度に達してはならない。(材料毎の限度値を規定) 7.2 絶縁材料の耐熱性 主電源に導電的に接続した部分を保持する絶縁材料は、意図した使用時に定常電流が0.2 A を超え、不完全な接続によってかなりの発熱をするおそれがある場合、耐熱性がなければならない。 10.3 絶縁抵抗及び耐電圧 10.3.1 絶縁材料の絶縁は、適切でなければならない。 14 部品 (各部品の要求事項で規定)
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.1.1	9 通常動作状態の下での感電の危険 9.1 外側に対する試験 9.1.1 一般事項 可触部は、危険な活電部であってはならない。 (開路電圧の限度値を規定)
第七条第二号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.1.1 9.1.6	9.1.1 同上 (タッチカレントの限度値を規定) 9.1.6 主電源プラグの引抜き 主電源プラグを用いて主電源に接続する機器は、プラグをコンセントから引き抜いた後、プラグのピン又は接点に触れたとき、コンデンサに蓄積した電荷による感電の危険がないように設計しなければならない。
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	8	8 感電保護に関する構造要求 8.2 機器は、手による操作によって感電の危険が生じないように設計し、かつ、組み立てなければならない。 8.3 危険な活電部の絶縁は、吸水性がある材料であってはならない。 8.4 機器は、可触部又は手でカバーを外したとき可触になる部分からの感電の危険がないように組み立てなければならない。 8.5 可触導電部分は、箇条10及び箇条13に適合する絶縁によって、危険な活電部から分離しなければならない。 8.8 絶縁は、耐電圧試験に耐えなければならない。
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20	20 耐火性 機器は、火の発生及び伝搬を、できる限り抑制するように設計しなければならない。また、火災の危険が、機器の周囲に及ばないようにしなければならない。これは、次のようにして達成する。 一 機器の設計製造において、潜在的発火源を形成しないように優れた設計手法を用いる。 一 潜在的発火源から規定する距離の範囲内にある内部部品には燃えにくい材料を用いる。 一 火の伝搬を制限するために、防火用エンクロージャ及び／又はバリアを用いる。

技術基準			該当	整合規格	補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	7.1.1	7 通常動作状態の下での温度上昇 7.1 一般事項 意図した使用中に、機器のいかなる部分も過剰な温度に達してはならない。 7.1.1 可触部 可触部の温度上昇は、表3のa)“通常動作状態”の値を超えてはならない。
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	19	19 安定性及び機械的危険 機器は、十分な安定性がなければならない。 19.4 縁及び角に対する試験 機器の適切な機能のために必要な場合を除き、機器上の場所又は使い方によって、使用者に危険を及ぼす可能性がある場合、縁又は角は滑らかでなければならない。 19.5 ガラスの機械的強度 ガラスは、皮膚に引裂き傷を生じさせるような壊れ方をしてはならない。 19.6 壁又は天井への取付方法 壁又は天井に取り付けることを目的とする機器の取付手段は、適切でなければならない。
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	9.1.7 16.6 17.9A	9.1.7 外力に対する耐性 機器のエンクロージャは、外力に対して十分に耐えなければならない。 16.6 外部可とうコード用の開口部は、コードの挿入時及びその後の移動中に、コードに損傷を与えることがない構造でなければならない。 17.9A 機器用カブラを用いる場合、コネクタを抜き差しするときに機器用インレットの端子はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	14.10 15.2 附属書F	14.10 電池 14.10.1 電池は、可燃性ガスの滞留の危険がないように、また、電解液の漏出によって絶縁を損なうことがないように取り付けなければならない。 14.10.5 電池の落下試験 使用者のサービス対象の特殊電池は、落とすことによって電解液が漏れ出してはならない。 15.2 保護接地接続部に接触する導電部は、電気化学的作用によって著しい腐食が起きてはならない。 保護接地端子は、著しい腐食に対する耐性がなければならない。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	6	6.1 電離放射 潜在的な電離放射線源を含む機器(ブラウン管内蔵機器)は、通常動作状態及び故障状態の下で、電離放射線に対して人体を保護できる構造でなければならない。 6.2 レーザ放射 レーザシステムをもつ機器は通常動作状態及び故障状態において、レーザ放射に対して人体を保護できる構造でなければならない。

技術基準			該当	整合規格	補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	14.9	14.9 モータ 14.9.3 人のけがの原因となるような可動部は、意図した使用中、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っていないなければならない。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	14.9	14.9 モータ 14.9.3 人のけがの原因となるような可動部は、意図した使用中、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っていないなければならない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	14.9	14.9 モータ 14.9.3 人のけがの原因となるような可動部は、意図した使用中、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っていないなければならない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	14.9	14.9 モータ 14.9.3 人のけがの原因となるような可動部は、意図した使用中、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っていないなければならない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	11.2.1 14.5 16.2	11.2.1 温度上昇値の測定 温度上昇をヒューズによって制限する場合、必要に応じてヒューズの特性に関する追加試験を行う。 14.5.2 ヒューズ及びヒューズホルダ 14.5.2.1 機器がこの規格に不適合となることを防止するために、主電源に直接接続した部分にあるヒューズについては、規定する要求事項に適合しなければならない。 14.5.4 標準化されていないヒューズ又は小形のサーキットブレーカのような保護デバイスは、十分な遮断容量をもたなければならない。 16.2 電源供給コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもたなければならない。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	10.1	11 故障状態 11.1 感電の危険 感電の危険に対する保護は、機器が故障状態で動作していても存在していなければならない。 11.2 温度上昇 機器が故障状態の下で動作するとき、次のような温度に達する部分があってはならない。 －機器の周辺に火災の危険をもたらす －機器で発生する異常な熱によって安全性が損なわれる

技術基準			該当	整合規格	規定タイトル・概要	補足 (引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号		
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を生ずるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	この規格では規定しない。	本規格に該当する電気用品に対する雑音の強さは、別規格(J55013)で規定されている。
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5	5 表示及び説明書 表示は、永続性があり、理解しやすく、機器を用いるときに機器上で容易に識別できるものでなければならない。	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。  一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	この規格では規定しない。	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため。整合規格は不要。
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	同上	同上

技術基準			該当	整合規格 項目番号	規定タイトル・概要	補足 (引用JISの根拠、技術 基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文				
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全 制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を 有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯 機と一体となっているもの)に限り、産業用のもの を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に 判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲 げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用す ると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るお それがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	同上	同上
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全 制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限 り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい 箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない 方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用す ると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るお それがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	同上	同上